

## 令和6年度地下水の水質測定結果について

令和7年12月25日  
環境・ゼロカーボン推進課

愛媛県環境審議会の答申を受けて策定した「令和6年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

1 調査期間 令和6年4月～令和7年3月

2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省

### 3 調査結果の概要等

#### (1) 繼続監視調査

##### ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	44	3※1	—
松山市	11	6※2	—
国土交通省	6	28※3	21※4

※1 硫素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※2 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※3 かづらム、全アル、鉛、六価アル、砒素、総水銀、アルカリ水銀、PCB、ジクロロエタン、四塩化炭素、

クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、1,2-ジクロロエタノール、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、

1,1,1-トリクロロエタノール、1,1,2-トリクロロエタノール、トリクロロエチレン、1,3-ジクロロブテン、カラム、シジン、

チハシカルグ、ベンゼン、セリ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※4 クロホム、1,1,2-トリクロロブテン、p-ジクロロベンゼン、イソザイクル、ダイゾル、フェトザイクル、イソブチル、オクノン銅、

クロロエタノール、ブチルサミド、EPN、ジクロロブチル、フェノブカルグ、イソペニン酸、クロルトロフェン、トルエン、ギリ、

ブチ酸ジエチルキル、ニッケル、モリブデン、アチモニア

##### イ 調査結果（基準超過地点）

環境基準項目については、調査を実施した61地点において、テトラクロロエチレンが2地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が7地点で、基準を超過した。

(令和5年度は、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が6地点で超過)

要監視項目については、調査を実施した6地点において、指針値の超過はなかった。

##### ・テトラクロロエチレン

(単位: mg/L)

調査機関	調査地点	令和6年度	令和5年度	環境基準
松山市	松山市生石町	0.015	0.016	0.01 以下
	松山市松前町4丁目	0.026	—	

##### ・砒素

(単位: mg/L)

調査機関	調査地点	令和6年度	令和5年度	環境基準
愛媛県	宇和島市伊吹町	0.019	0.023	0.01 以下

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位: mg/L)

調査機関	調査地点	原因	調査結果		環境基準
			令和6年度	令和5年度	
愛媛県	今治市伯方町叶浦	施肥	17	18	10 以下
	今治市上浦町井口	施肥	12	13	
	越智郡上島町生名	施肥	22	22	
	越智郡上島町岩城	施肥	11	9	
	伊予郡砥部町川井	施肥	18	18	
松山市	松山市津和地	施肥、生活排水	19	17	
	松山市吉藤4丁目	施肥、生活排水	20	20	

(2) 概況調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	10	5*	—
松山市	9	28	25

\* 硫素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、PFOS及びPFOA

イ 調査結果

環境基準項目については、調査を実施した19地点において、環境基準を達成した。  
要監視項目については、調査を実施した1地点において、指針値の超過はなかった。  
※PFOS及びPFOAの調査を実施した11地点において、指針値の超過はなかった。

(3) 継続監視の終了に係る汚染井戸周辺地区調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	調査地点	地点数*	環境基準項目
愛媛県	伊予市下吾川	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	四国中央市三島	3	テトラクロロエチレン

\*継続監視調査地点を含む。

イ 調査結果

調査を実施した5地点において、環境基準を達成した。

(4) ダイオキシン類調査

ア 調査地点

(単位: pg-TEQ/L)

調査機関	調査地点	調査結果	環境基準
松山市	松山市市坪南1丁目	0.070	1 以下

イ 調査結果

調査を実施した1地点において、環境基準を達成した。(令和5年度も同様)